

# 議案第17号 小松島市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、引用条文の条ずれを改正するもの。

小松島市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例(平成26年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保育が必要な事由)</p> <p>第2条 保育が必要な事由は、小学校就学前子どものうち保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(保育が必要な事由)</p> <p>第2条 保育が必要な事由は、小学校就学前子どものうち保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>改正</p>